

## 秋田県告示第120号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大館市山田字一通155の64、155の70、155の71、155の99、155の101から155の104まで、155の110、155の114から155の129まで、155の132、155の134から155の140まで、155の205
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字一通155の70・155の71・155の101から155の104まで・155の114から155の117まで・155の119から155の121まで・155の123・155の126・155の128・155の132・155の136（以上18筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県北秋田地域振興局農林部及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 秋田県告示第121号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大館市花岡町字梨坂39の18（次の図に示す部分に限る。）、39の1、39の17
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字梨坂39の1・39の18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県北秋田地域振興局農林部及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 秋田県告示第122号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大館市花岡町字滝ノ沢87（次の図に示す部分に限る。）、82の3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字滝ノ沢82の3・87（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県北秋田地域振興局農林部及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）